

第 1 1 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年4月30日（金）午後1時30分

場所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

会議次第

1．開 会

2．会長あいさつ

3．会議録署名委員の指名について

4．議 題

報告第27号 新市名称候補選定委員会委員長報告について

協議案第10号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

協議案第11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

（継続協議）

協議案第43号 電算システム事業の取扱いについて（継続協議）

その他

5．閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回	

合併協定項目

(その2)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H16. 1.23	第 9 回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第 9 回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第 3 回 臨 時
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目) 地域交通対策関係事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第 3 回 臨 時
1 5	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第 6 回	H15.10.24	第 7 回
1 6	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第 6 回	H15.10.24	第 7 回
1 7	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
1 8	使用料、手数料等の取扱いについて	H16. 1.23	第 9 回	H16. 2.27	第10回
1 9	行政区の取扱いについて	H16. 1.23	第 9 回	H16. 2.27	第10回

報告第 27 号

新市名称候補選定委員会委員長報告について

新市名称候補選定委員会設置要綱第 6 条の規定により新市名称候補第 1 次選定の経過及び結果について、別紙のとおり報告します。

新市名称候補の選定基準について

新市名称候補選定委員会

田沢湖・角館・西木合併協議会 新市名称候補選定委員会設置要綱第2条第二号に定める第1次名称候補選定に当たっての選定基準を作成したので報告します。

1. 新市名称への基本理念

新市の名称案募集要項に《田沢湖町・角館町・西木村がめざす「観光産業を活かした北東北の拠点都市」にふさわしい地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称》とあります。

ところで、ここに言う「観光産業」の“観光”とはそもそも如何なる概念なのでしょう。いささか手垢にまみれ、通俗に墮した感があるこの観光という言葉は、四書五経のなかの『易経』における「国の光を観るさまである。王の賓客となるとときに用いるのに利ふさわしい」（中国古典体系・平凡社刊）を出典としています。

“国の光”とは「国君の盛徳とその教化の美という」とあります。つまり、“観光”とは極めて精神性の高い、文化・文物・芸術等を観賞する人間的営みを意味しています。

以上の点を踏まえ、本委員会の新市名称に関する基本理念を統一見解として以下に述べます。

「地名は日本の伝統文化の根幹をなす」とは、柳田國男民俗学の薫陶を受けた谷川健一（日本地名研究所長）の言葉であります。そして、苗字が日本文化そのものであると同様に、地名も日本文化そのものであると言われます。従って、たまたま合併の時に居合わせた人々だけで数百年の歴史と伝統、更には日本文化そのものを決めてしまって本当によいのでしょうか、という根源的な懐疑も存在する程であります。

この様な畏怖の念を抱きつつ、「地名は耳で聴くものだから、言語芸術に所属する」（筑摩全集7・地名の話）という柳田國男の言葉を謙虚に受けとめ、県内各合併協議会の“名称選定基準”「新市（町）の名称にふさわしいこと」を次の様に具体的に定義いたしました。

まず、新市名称としてふさわしくない（なじまない）ものとして、

（イ）新造語作品群（頭文字合わせの複合語、読み替え組み合わせ）

（ロ）抽象的観念、概念作品群

（ハ）語呂合わせ作品群

（ニ）商品・広告宣伝惹句的作品群

（ホ）単なる場所（地形、方位、位置）作品群

の様に区分し、

（ヘ）歴史的伝統文化作品群

を真に新市名称にふさわしい作品と定義しました。

2. 具体的な選定基準

- (イ) 新市の名称にふさわしいこと
- (ロ) 地域住民の理想や願いにちなんでいること
- (ハ) 地域の歴史、文化、特性等を表していること
- (ニ) 地域の地理的なイメージができること
- (ホ) 地域を対外的にアピールできること
- (ヘ) なじみやすく、親しみやすいこと
- (ト) 呼称しやすいこと
- (チ) 読みやすく、書きやすいこと。漢字は、一般的に使用しているものであること

以上の様な基準により別紙の様に厳選するに至りました。

合併協議会委員におかれましては、子々孫々まで伝え残る案件ゆえ、あくまでも歴史と文化を尊重され、真善美による判断と、言語芸術（言語^{センス}感覚）に富んだ良識のある、見識の高い評価、判定を切望する次第です。

	新市名称候補	ふりがな	選 定 理 由
1	羽後北浦市	うごきたうらし	羽後(の国)は秋田県のかつての名称。北浦は、三町村の地域の昔からの名称でありなじみがある。地域の歴史、文化にちなんだ名前であり、親しみやすい。
2	奥羽角館市	おうかくのだてし	奥羽は、江戸時代の東北地方を表す名称。また、奥羽山脈は、日本を代表する山脈である。角館は全国的に知られている歴史と文化の町。地域を対外的にアピールでき、地理的にイメージできる。
3	かくのだて市	かくのだてし	地域住民が慣れ親しんだ名称である。
4	角館市	かくのだてし	地域住民が慣れ親しんだ名称である。
5	角館田沢湖市	かくのだてたざわこし	田沢湖町、角館町とも全国的に知られている、日本一の深さを誇る湖と歴史と伝統の町なみ。地域を対外的にアピールでき、地理的位置と地域的特性をイメージできる。
6	北浦おばこ市	きたうらおばこし	北浦は、三町村の地域の昔からの名称であり、なじみがある。また、おばこは、地域住民になじみがあるととも、全国的に知られている呼称である。地域の歴史、文化にちなんだ名称であり、対外的にもアピールできる。
7	北浦こまち市	きたうらこまちし	北浦は、三町村の地域の昔からの名称であり、なじみがある。田沢湖、角館には、新幹線「こまち」が止まり、「あきたこまち」はブランドとして全国的に有名である。地域が地理的にイメージでき、対外的にアピールできる。
8	北浦市	きたうらし	北浦は、三町村の地域の昔からの名称であり、なじみがある。地域の歴史、文化にちなんだ名称であり、呼称しやすい。また、書きやすく、親しみやすい。
9	北奥羽市	きたおううし	北奥羽は、江戸時代の東北地方の北部を表す名称。また、三町村は、奥羽山脈の懷に抱かれて生活しており、奥羽山脈につながっている。奥羽は、日本を代表する山脈で対外的にアピールできる。呼称しやすい。
10	北の都市	きたのみやこし	田沢湖は山と湖と温泉郷、角館は武家屋敷と桜。西木村は豊かな自然。それぞれの特徴を包括したロマンチックで美しい名称である。

	新市名称候補	ふりがな	選 定 理 由
11	桜北浦市	さくらきたうらし	全国的に有名な角館の桜。北浦は、三町村の地域の昔からの名称であり、なじみがある。地域がイメージでき、知名度が向上できる。美しいまちが想像される。
12	新角館市	しんかくのだてし	地理的位置と地域的特性がイメージできる現町名を残しながら、新市の発展を期待した新鮮なイメージである。
13	新田沢湖市	しんたざわこし	地理的位置と地域的特性がイメージできる現町名を残しながら、新市の発展を期待した新鮮なイメージである。
14	仙北市	せんぼくし	仙北は、地域住民が慣れ親しんだ名称であり、読みやすく、書きやすい。
15	田沢湖角館市	たざわこかくのだてし	田沢湖町、角館町とも全国的に知られている、日本一の深さを誇る湖と歴史と伝統の町なみの組み合わせ。地域を対外的にアピールでき、地理的位置と地域的特性をイメージできる。
16	たざわこ市	たざわこし	地域住民が慣れ親しんだ名称である。
17	田沢湖市	たざわこし	地域住民が慣れ親しんだ名称である。
18	田沢市	たざわし	三町村一帯は、田沢と呼ばれていたことがある。地域の地理的位置がイメージでき、読みやすく、書きやすい。
19	西木市	にしきし	地域住民が慣れ親しんだ名称である。
20	みちのく市	みちのくし	三町村とも自然を活かした、みちのくの観光地であり、全国的に地域をアピールできる美しい名称である。

協議案第10号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 新市の議会議員定数は24人とする。		

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例(合併特例法第6条)を適用する場合	在任に関する特例(合併特例法第7条)を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口(地方自治法第254条)区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口5万人未満の市 26人 人口2万人以上の町村 26人 (平成15年1月1日から施行) *人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 (地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 *合併後の人口が 5万人未満市、2万人以上町村 = 26人 2倍を超えない範囲 26人 × 2 = 52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。(合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項) (合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。)(公職選挙法施行令第9条))		

協議案第 1 1 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町村の農業委員会、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、旧町村を区域とする3つの選挙区を設けるものとする。 選挙による委員の定数は、20人とする。 各選挙区ごとの委員の定数については、合併時まで調整する。		

	田沢湖町	角館町	西木村	計
現在の農業委員会委員の定数及び任期	定数 19人 選挙委員 14人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人) 任期 平成17年7月19日	定数 16人 選挙委員 11人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人) 任期 平成17年7月19日	定数 15人 選挙委員 10人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人) 任期 平成17年7月19日	定数 50人 選挙委員 35人 選任委員 15人 (農協推薦 3人) (共済推薦 3人) (議会推薦 9人)
	農業委員会の委員の任期は、農業委員会制度が発足した昭和26年7月に執行された一般選挙以来、3年ごとに任期満了に伴う一般選挙が執行されてきました。3町村の農業委員会は、委員の総辞職や解散等がなかったため大多数の自治体と同様に、現在の委員の任期は平成17年7月19日となっています。これまでの例によると、平成17年7月には、第19回農業委員会委員の統一選挙が執行されるものと思われます。			
課題等	農業委員会を設置している自治体の約68%が、3町村農業委員会委員の任期と同様となっています。(平成14年、第18回統一選挙時)			
	農業委員会の事務の取扱いについて 農業委員会が行うべき、「農地の競売の買受適格証明」、「耕作証明」、「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明」等の証明発行などの農地法関係の事務の処理については、市町村の合併に伴い農業委員会が一時的に事務を行えないとしても農業委員会が設置されていることには変わりなく、市町村長部局が当該事務処理をすることは適当でないと思われています。			
	農業委員会の設置数について 新自治体の区域面積が、10万ha以上であり、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定(施行令による基準 市町村の区域面積が24,000haを超える)により、2以上の農業委員会を置くことができることとなっています。 なお、一の農業委員会の、合併特例法第8条第1項の規定により新設合併の場合は選挙による委員の数は80人を超えられないと規定されていますが、3町村の農業委員会の選挙による委員の数は35人であり全委員が新自治体の農業委員会の選挙による委員となることができます。			
農業委員会の選挙による委員の定数について 新自治体における選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2の規定により、30人以下で条例により定めることとなっています。また、選任の委員は、農協推薦1人、共済推薦1人、議会推薦5人以下となっています。 なお、農業委員会等に関する法律第19条の規定により、選挙による委員の定数が20人を超える場合は、農地部会を設置しなければなりません。				

新市農業委員会の定数及び任期

区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
新しいまちに1つの委員会を置く場合	原則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項
合併前の農業委員会の区域を引き継ぐ場合	特例	3つの農業委員会委員がそのまま在任	3つの農業委員会委員定数	それぞれの任期までの期間	市町村の合併の特例に関する法律第34条第1項
合併後に新たに2以上の農業委員会を設置する場合	特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項

(注) 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。

協議案第43号

電算システム事業の取扱いについて【協定項目23-2】（継続協議）

電算システム事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	電算システム事業
調整の内容	合併時に住民記録関連電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。 ただし、単独処理業務システムについては、合併時まで調整する。		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
住民記録関連	住民記録・印鑑登録・外国人登録 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチシステム : オフコン 平成14年度決算額 13,723千円 平成15年度予算額 13,723千円	住民記録・印鑑登録・外国人登録 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 住民記録システム、印鑑登録システム、外国人登録システム 処理形態 : オンライン/バッチシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 1,069千円 平成15年度予算額 978千円	住民記録・印鑑登録・外国人登録 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: tops 2 1 処理形態 : オンラインシステム : SBC 平成14年度決算額 7,065千円 平成15年度予算額 7,065千円	住民記録関係業務については、3町村いずれかの電算システムを採用し、片寄せ式の統合とする。
住基ネット関連	住基ネット 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: MCJET 処理形態 : オンライン/バッチシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 12,101千円 平成15年度予算額 12,101千円	住基ネット 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 総合行政情報システム 処理形態 : オンライン/バッチシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 1,734千円 平成15年度予算額 2,021千円	住基ネット 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: tops 2 1 処理形態 : オンライン/バッチシステム : SBC 平成14年度決算額 2,495千円 平成15年度予算額 3,644千円	住基ネットについては、3町村いずれかのシステムを採用し、片寄せ式の統合とする。

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
税システム (国民健康保険税を除く)	税システム関係 (都市計画税を除く) 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者 : 北日本コンピュータサービス パッケージ : PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	税システム関係 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者 : 開発元に同じ パッケージ : (税目毎システム) 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 平成14年度決算額 9,264千円 平成15年度予算額 8,460千円	税システム関係 (都市計画税を除く) 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者 : 開発元に同じ パッケージ : RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC 決算額・予算額は住民記録に含む	住民記録の例による。
国民年金	開発元 : 富士通株式会社 導入事業者 : 北日本コンピュータサービス パッケージ : PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者 : 開発元に同じ パッケージ : 国民年金システム 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 決算額・予算額は住民記録に含む	開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者 : 開発元に同じ パッケージ : RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC 決算額・予算額は住民記録に含む	住民記録の例による。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
国民健康保険 関連	資格管理 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータ サービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む 国民健康保険税 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータ サービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	資格管理 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 総合行政情報システム 処理形態 : オンライン システム : C / S 従来型 決算額・予算額は税システム関係 に含む 国民健康保険税 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 税務事務システム 処理形態 : オンライン システム : C / S 従来型 決算額・予算額は税システム関係 に含む	資格管理 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC 決算額・予算額は住民記録に含む 国民健康保険税 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC 決算額・予算額は住民記録に含む	住民記録の例による。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
福祉関連	<p>介護保険 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所にて共同処理 参考 介護保険事業費負担金 104,136千円</p> <p>児童手当 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: MINDCITY 児童手当システム 処理形態 : パッチ システム : オフコン</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p> <p>福祉医療 システム未導入</p>	<p>介護保険 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所にて共同処理 参考 介護保険事業費負担金 116,387千円</p> <p>児童手当 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元と同じ パッケージ: 児童手当システム 処理形態 : オンライン システム : C/S従来型</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 324千円</p> <p>福祉医療 システム未導入</p>	<p>介護保険 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所にて共同処理 参考 介護保険事業費負担金 67,655千円</p> <p>児童手当 製造元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元と同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p> <p>福祉医療 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元と同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p>	合併時まで調整する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
福祉関連	保育料 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータ サービス パッケージ: PORIS 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	保育料 システム未導入	保育料 システム未導入	合併時まで調整する。
上下水道関連	上下水道関係 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: テクノプラン パッケージ: 調定・検針・収納 システム 平成14年度決算額 2,322千円 平成15年度予算額 2,322千円	上下水道関係 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 富士通ビジネス システム東北支社 パッケージ: マインドシティ 検針システム 平成14年度決算額 1,525千円 平成15年度予算額 1,613千円	上下水道関係 開発元 : NEC 導入事業者: ビジネスショップ サイトー パッケージ: COKS1 平成14年度決算額 1,216千円 平成15年度予算額 1,216千円	合併時まで調整する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
教育関連	学齢簿 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む 図書館 システム未導入	学齢簿 システム未導入 (住民記録からデータ抽出を行い、加工の上、使用している) 図書館 開発元 : 日立製作所 導入事業者: 日立情報システムズ パッケージ: LOOKS 処理形態 : オンライン システム : C/S従来型 決算額・予算額はネットワークシステムに含む	学齢簿 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	合併時までには調整する。 現行のとおり新市に引き継ぐ。
選挙関連	選挙管理 (選挙人名簿等) 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : バッチ システム : PC 決算額・予算額は住民記録に含む	選挙管理 (選挙人名簿等) 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 選挙管理システム 処理形態 : オンライン/バッチ システム : PC 平成14年度決算額 1,090千円 平成15年度予算額 1,038千円	選挙管理 (選挙人名簿等) 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : PC 決算額・予算額は住民記録に含む	住民記録の例による。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
総務関連	給与関係 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: オリジナル 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む 財務会計 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 全庁舎型財務会計システム 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 平成14年度決算額 3,888千円 平成15年度予算額 9,359千円	給与関係 製造元 : イトダコンピュータ(株) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 給与システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 775千円 平成15年度予算額 945千円 財務会計(決算処理のみ) 開発元 : (株)あきぎんコンピュータサービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 地公体会計システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 249千円 平成15年度予算額 249千円	給与関係 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC 決算額・予算額は住民記録に含む 財務会計 開発元 : ICS 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: IZAK 処理形態 : オンライン システム : PC 平成14年度決算額 3,759千円 平成15年度予算額 2,388千円	合併時まで調整する。 合併時まで調整する。

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
農業委員会関連	農地管理システム 開発元 : ソリマチ株式会社 (全国農業会議所企画) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 農地等情報総合システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 千円 平成15年度予算額 12,598千円	農地管理システム 開発元 : ソリマチ株式会社 (全国農業会議所企画) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 農地等情報総合システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 125千円 平成15年度予算額 125千円	農地管理システム 開発元 : ソリマチ株式会社 (全国農業会議所企画) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 農地等情報総合システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 平成15年度予算額 7,203千円	合併時までに調整する。
農林水産関連	地籍管理 開発元 : 国土情報開発株式会社 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 土地情報総合システム 処理形態 : オンライン システム : PC 平成14年度決算額 616千円 平成15年度予算額 616千円	地籍管理 開発元 : (株)両備システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: スーパー地籍システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 3,024千円 平成15年度予算額 3,024千円	地籍管理 開発元 : 国土情報開発株式会社 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 土地情報総合システム 処理形態 : オンライン システム : PC 平成14年度決算額 1,775千円 平成15年度予算額 1,630千円	

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
土木建築関係	公営住宅関係 システム未導入	公営住宅関係 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 パッケージ: 公営住宅管理システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 189千円 平成15年度予算額 200千円	公営住宅関係 システム未導入	合併時までに調整する。 合併時までに調整する。
	工事設計積算関係 開発元 : (財)日本建設情報センター 導入事業者: (社)秋田県建設技術センター パッケージ: 新土木工事積算システム 処理形態 : バッチ システム : PC 平成14年度決算額 1,039千円 平成15年度予算額 1,039千円	工事設計積算関係 開発元 : (株)岡田屋 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 明積 V~工事工種体系積算システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 1,882千円 平成15年度予算額 1,890千円	工事設計積算関係 開発元 : (財)日本建設情報センター 導入事業者: (社)秋田県建設技術センター パッケージ: 新土木工事積算システム 処理形態 : バッチ システム : PC 平成14年度決算額 1,081千円 平成15年度予算額 1,092千円	

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
保健関連 (各町村同一システム)	健康管理 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 県総合保健事業団 パッケージ: 秋田県市町村保健情報システム市町村健康管理システム 集団検診システム 開発元 : 日立情報システム 導入事業者: 県総合保健事業団 パッケージ: 秋田県市町村保健情報システム市町村健診受付システム その他 コクホラインシステム 連合会ネットワークシステム	左に同じ	左に同じ	合併時までに統合する。
その他	グループウェア 開発元 : (株)ネオジャパン 導入事業者: 東日本電信電話(株) パッケージ: デスクネッツ 処理形態 : オンライン/バッチシステム : C/S従来型 決算額・予算額は地域イントラネット維持管理費用に含む。	グループウェア 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 総合情報システム 処理形態 : オンラインシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 5,941千円 平成15年度予算額 6,000千円	グループウェア 開発元 : Lotus Notes/Domino 導入事業者: ICS パッケージ: Notes 処理形態 : オンラインシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 561千円 平成15年度予算額 561千円	合併時までに調整する。